

## 葛飾区立小・中学校給食費補助金交付要綱

令和5年3月22日  
4葛教学第1316号  
区 長 決 裁

### (目的)

第1条 この要綱は、区立学校に在籍している児童・生徒が提供を受ける学校給食に関し、当該提供に係る経費についてその負担をした者に対し補助金を交付することにより、必要栄養量を満たした学校給食を安定的に提供し、児童・生徒の心身の健全な発達を促すとともに教育環境の一層の充実を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区立学校 葛飾区立の小学校及び中学校をいう。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。ただし、葛飾区長（以下「区長」という。）が特別な事情があると認める場合に限り、区長が別に定めるものとする。
- (3) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費であつて、葛飾区学校給食検討委員会（葛飾区学校給食検討委員会設置要綱（令和6年4月30日付け6葛教学第122号）第1条に規定する葛飾区学校給食検討委員会をいう。）が教育長に報告するものをいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、各月（8月を除く。）の初日（4月にあつては7日、9月にあつては2学期の始業式の日、1月にあつては3学期の始業式の日）（以下「基準日」という。）に区立学校に在籍している児童・生徒の保護者とする。ただし、基準日が日曜日若しくは休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。以下同じ。）又は土曜日に当たるときは、その日の後の、その日に最も近い日曜日若しくは休日又は土曜日でない日を基準日とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助により、学校給食費の全部の支給を受けている保護者
- (2) 区立学校から学校給食の提供を一切受けていない児童・生徒の保護者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が不相当と認めた者

### (補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費は、補助対象者が負担する学校給食費とする。

2 補助金の額は、次の表に定める額とする。

児童・生徒の学年		月額
小学生	第1学年及び第2学年	5,700円
	第3学年及び第4学年	6,200円
	第5学年及び第6学年	6,800円
中学生		7,600円

- 3 補助対象者が、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けた場合には、前項の補助金の額から当該給付額を除くものとする。

(補助金の交付申請等の委任)

第5条 補助対象者は、区立学校の入学又は転入初年度に、葛飾区立小・中学校給食費補助金同意書兼委任状（第1号様式）により、補助金の交付申請、受領及び返還並びに交付決定及び交付取消しに係る通知の受領の権限を当該補助対象者の児童・生徒が在籍する区立学校の校長（以下「校長」という。）に委任し、及び補助金の請求権限を葛飾区教育委員会事務局学務課長（以下「学務課長」という。）に委任しなければならない。

- 2 校長は、補助対象者の請求があるときは、前項の規定による委任に係る事務処理の状況について、当該補助対象者に対し適宜の方法により報告するものとする。
- 3 第1項の規定による委任は、補助対象者の児童・生徒が同区立学校に在籍する期間有効とする。

(補助金の交付申請)

第6条 前条第1項の規定により委任を受けた校長は、月毎（8月を除く。）に、葛飾区立小・中学校給食費補助金交付申請書（第2号様式）に補助対象者の児童・生徒が基準日に区立学校に在籍していること及び当該児童・生徒が学校給食の提供を希望しているか否かが分かる資料を添えて、区長に対し補助金の交付を申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは葛飾区立小・中学校給食費補助金交付決定通知書（第3号様式）により、不適当と認めるときは葛飾区立小・中学校給食費補助金不交付決定通知書（第4号様式）により校長に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 区長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、学務課長の請求に基づき、速やかに校長に補助金を交付するものとする。

(補助金の管理)

第9条 校長は、前条の規定により補助金の交付を受けたときは、当該補助金を適切に管理しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 区長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の

交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 葛飾区特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成 18 年 8 月 2 日付け 18 葛教学第 362 号）第 8 条により就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の交付額が決定されたとき。
- (3) 国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けたとき。
- (4) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、葛飾区立小・中学校給食費補助金取消通知書（第 5 号様式）により校長に通知しなければならない。

（補助金の返還等）

第 11 条 区長は、前条第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 4 号の規定により補助金の交付決定を取り消したことにより、補助金の過払いが発生したときは、校長に既に交付している補助金の全部又は一部を返還させなければならない。

2 区長は、前条第 1 項第 2 号の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助対象者の同意に基づき、校長に既に交付されている補助金を補助対象者に対する学校給食費に係る就学奨励費の支給に充当することができる。

（夜間学級に通う成人である生徒に係る本要綱の適用）

第 12 条 第 3 条、第 5 条及び第 6 条の規定にかかわらず、区立学校のうち、葛飾区立双葉中学校夜間学級に通う 18 歳以上の生徒に係る補助金の交付については、第 3 条第 1 項及び第 2 項第 2 号中「児童・生徒の保護者」とあるのは「生徒」と、同条第 2 項第 1 号中「保護者」とあるのは「生徒」と、第 5 条第 1 項中「当該補助対象者の児童・生徒」とあるのは「当該補助対象者」と、第 6 条第 1 号中「補助対象者の児童・生徒」とあるのは「生徒」と読み替えて、これらの規定を適用する。

（委任）

第 13 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育次長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 23 日から施行し、同月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 16 日から施行する。